

## 国民審査とは…

私たちの憲法は、立法・行政・司法の三権分立を原則としています。裁判所は、違憲立法審査権を持ち、「憲法の番人」「人権の砦」の役割が課されています。

とりわけ裁判所の頂点に立つ最高裁判所は、重要な憲法解釈・法律解釈を担うほか、全国の下級裁判所裁判官の任命権を持っており、その権限と役割は重大です。

憲法上、最高裁判所の裁判官(定員15名・定年70歳)の任命権は内閣にあります(但し長官は内閣が指名し天皇が任命します)。このように、最高裁判所の人事は時の政府によって独占されている上、密室で行われるため、時として、政府に迎合したり、国民の常識からかけ離れた判決を下すような裁判官が生まれる危険性があります。

国民審査は、このような危険性をふまえ、内閣が任命した最高裁判官が適任であるかどうかを、主権者である私たち国民が審査し、不適格な裁判官を罷免することができる制度です(憲法79条)。

最高裁判所の裁判官は、その任命後最初に行われる衆議院議員総選挙の際に国民審査に付され、その後10年を経過した後の最初の総選挙の際さらに審査に付されます。そして、この審査において、投票者の過半数が罷免すべきだとした裁判官は辞めさせられるのです。

いま憲法は危機の時代にあります。付度政治がまかりとおっています。最高裁判所が憲法の番人として、人権の砦として、司法本来の機能を果たせるように、国民審査の重要性は高まっています。

## 国民審査の問題点・注意点

### ■投票方法

現行の国民審査は、1枚の投票用紙に対象裁判官全員の氏名が印刷され、罷免したい個々の裁判官ごとに「×」をつける仕組みですが、分からないから棄権するつもりで何も書かなかった投票は、全て「信任」とみなされるという重大な問題があります。棄権したい場合、投票用紙を受け取らないことはできますが、投票用紙は1枚なので、裁判官ごとに信任・罷免・棄権を分けて投票することは不可能です。また、「×」以外の記載は認められず、「○」などをつけるとその投票用紙は丸ごと無効票にされるという問題もあります。

### ■衆議院選挙と同様の期日前投票・在外投票が可能に!

前回(2014年12月)までは、国民審査の期日前投票は投票日の7日前からしかできませんでしたが、2016年12月の法改正により、今回の国民審査から、総選挙の公示日の翌日(投票日の11日前・今年は10月11日(水))からできるようになりました。不在者投票・海外からの投票(在外投票)も可能です。また、今回の国民審査から18歳以上の方は投票できます。投票に行きましょう!

## 最高裁判官任命・国民審査制度に対する私たちの主張

- 最高裁判官の任命手続を透明化・民主化するため、国会で選ばれた各界有識者で構成された任命諮問委員会の設置と、任命の際の国会公聴会を実現すること
- 最高裁判官の出身枠を固定せず、民間からの選任者の割合を増やすこと
- 罷免する裁判官には「×」、信任したい裁判官には「○」、棄権したい場合は「無記載」とすること
- 最高裁長官は、すでに国民審査を受けた裁判官の中から任命された場合も、改めて国民審査に付する法制度を設けること

## 投票上の注意点

**1** 信任できない裁判官には一人ひとりに×印をつけましょう。

|      |     |      |      |     |      |     |
|------|-----|------|------|-----|------|-----|
| ×    | ×   | ×    | ×    | ×   | ×    | ×   |
| 大谷直人 | 小池裕 | 木澤克之 | 菅野博之 | 山口厚 | 戸倉三郎 | 林景一 |

**2** 何も書かないと、なんと信任票になってしまいます。

|      |     |      |      |     |      |     |
|------|-----|------|------|-----|------|-----|
|      |     |      |      |     |      |     |
| 大谷直人 | 小池裕 | 木澤克之 | 菅野博之 | 山口厚 | 戸倉三郎 | 林景一 |

**3** ○や△など、×以外を書くと全体が無効となってしまいます。要注意!

|      |     |      |      |     |      |     |
|------|-----|------|------|-----|------|-----|
|      | ○   |      |      | △   |      |     |
| 大谷直人 | 小池裕 | 木澤克之 | 菅野博之 | 山口厚 | 戸倉三郎 | 林景一 |

**4** 信任か不信任か、判断ができなときには、投票用紙を受け取らないようにしましょう。

## 司法の民主化を求める実行委員会

### ■連絡先

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-14-4 AMビル2階

日本民主法律家協会 気付

TEL 03-5367-5430 FAX 03-5367-5431 Email info@jdla.jp

### ■インフォメーション

日本民主法律家協会のホームページ <http://www.jdla.jp/> からダウンロード出来ます。ご活用ください。

忘れないで! もうひとつの総選挙  
2017年10/22

## 第24回 最高裁裁判官国民審査

# 最高裁は、 憲法の番人として人権の砦たれ

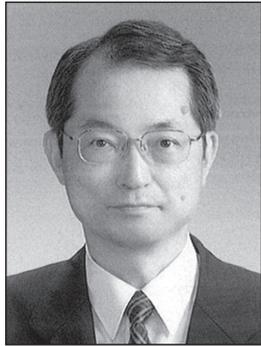


憲法の危機がせまっています。最高裁は、どう向かいあってきているのでしょうか?  
付度がまかりとおる政治の私物化に、最高裁が人権の最後の砦として、  
その、チェック機能を発揮しているのでしょうか?

私たちには、**最高裁裁判官をやめさせる権利**があります。(憲法79条2項)

憲法と人権をないがしろにする裁判官には、**×**を  
政府や大企業にいいなりの裁判官には、**×**を

# 国民審査に付される7人の最高裁裁判官



## 大谷直人

おおたに なおと

65歳

第一小法廷

裁判官出身(最高裁事務総長)

2015年2月17日 任命

2022年6月23日 定年

関与判決 1 2 3 4 5 6 7



## 小池 裕

こいけ ひろし

66歳

第一小法廷

裁判官出身(東京高裁長官)

2015年4月2日 任命

2021年7月3日 定年

関与判決 1 2 3 4 5 6 7



## 木澤克之

きざわ かつゆき

66歳

第一小法廷

弁護士(東京弁護士会)出身

2016年7月19日 任命

2021年8月27日 定年

関与判決 4 5 7



## 菅野博之

かんの ひろゆき

66歳

第二小法廷

裁判官出身(大阪高裁長官)

2016年9月5日 任命

2022年7月3日 定年

関与判決 4 5 8



## 山口 厚

やまぐち あつし

63歳

第一小法廷

学者/弁護士(第一東京弁護士会)出身

2017年2月6日 任命

2023年11月6日 定年

関与判決 4 5



## 戸倉三郎

とくら さぶろう

63歳

第三小法廷

裁判官出身(最高裁事務総長)

2017年3月14日 任命

2024年8月11日 定年

関与判決 4 5



## 林 景一

はやし けいいち

66歳

第三小法廷

行政官出身(外交官)

2017年4月10日 任命

2021年2月8日 定年

関与判決 4 5

### 任命方法、これでいいのか？ ——「加計学園監事」が最高裁に

- 今回国民審査の対象となる7名は全員、安倍内閣が任命。
- 2016年7月任命された木澤克之氏は、2013年「加計学園監事」に就任していた人物。弁護士出身で日弁連の推薦リストにも入っていたそうであるが…。
- 山口厚氏は、著名な刑法学者(東大名誉教授)だが、2016年弁護士登録し、2017年「弁護士枠」で最高裁に入った。日弁連の推薦はない。弁護士として1件の事件も担当していない人を「弁護士枠」(15名中4名)で任命してよいのかとの批判がある。
- 最高裁裁判官の任命は、もっとオープンに、民主的・透明な手続で行われるべきでは？

**関与判決 1** 大法廷：大谷直人・小池裕が関与  
2015(平成27)年11月25日  
最高裁大法廷判決(衆議院選挙議員定数不均衡)

### 衆議院選挙(2014年12月)の投票価値不均衡は合憲

2014(平成26)年12月14日施行の衆議院議員総選挙における選挙区割りは、最大較差1:2.129であり、投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、「0増5減」を内容とする法改正がなされ、憲法上要求される合理的期間内における是正がなされなかったとはいえないから、憲法14条1項等に違反するものとはいえない。

※大橋正春(違憲無効)、鬼丸かおる(違憲)、木内道祥(12の選挙区につき違憲無効)との反対意見があるが、大谷直人・小池裕はいずれも多数意見。

**関与判決 2** 大法廷：大谷直人・小池裕が関与  
2015(平成27)年12月16日  
最高裁大法廷判決(夫婦同性)

### 夫婦同性規定は合憲

夫婦同性を定めた民法750条について、夫婦同性は社会に定着しており、家族の姓を一つに定めることには合理性がある、どちらの姓を選ぶかは当事者に委ねられており、旧姓の通称使用が広がることで改姓した者の不利益も一定程度は緩和できるから、憲法14条1項・24条に違反するものではない。 ※山浦善樹、岡部喜代子、櫻井龍子、鬼丸かおる、木内道祥の5名の憲法24条違反であるとの反対意見があるが、大谷直人・小池裕はいずれも多数意見。

**関与判決 3** 大法廷：大谷直人・小池裕が関与  
2015(平成27)年12月16日  
最高裁大法廷判決(女性再婚禁止規定)

### 女性再婚禁止100日超は違憲

離婚した女性は300日間再婚できないとする民法733条1項の規定について、離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子、結婚後200日を過ぎて生まれた子は現夫の子とする民法772条の規定からすると、計算上100日の再婚禁止期間を設けることによって父の推定の重複は回避できるから、離婚後100日を超えて再婚禁止期間を設けることは両性の平等を定めた憲法14条1項・憲法24条に違反する。

※15人の裁判官全員一致  
※大谷直人裁判官は、他の5人の裁判官との共同補足意見で、父の推定が重複する可能性がない場合には再婚禁止規定の適用がないというべきだと述べた。

**関与判決 4** 大法廷：全員関与  
2017(平成29)年3月15日  
最高裁大法廷判決(GPS捜査)

### 令状のないGPS捜査は「違法」

捜査対象者の車などにGPS(全地球測位システム)端末を取り付ける捜査は、個人の行動を継続的、網羅的に把握するもので、プライバシーを侵害し、公権力による私的領域への侵入を伴うものであるから、憲法35条が保障する令状なしに家宅捜索や所持品の押収をされない権利を侵害するものとして、令状が必要な「強制捜査」にあたり、令状なしに行うGPS捜査は違法。立法で対処するのが望ましいと言及。 ※裁判官全員一致

**関与判決 5** 大法廷：全員関与  
2017(平成29)年9月27日  
最高裁大法廷判決(参議院選挙定数不均衡)

### 参議院選挙(2016年7月)の投票価値の不均衡は合憲

1票の格差が最大で3.08倍あった2016年7月の参議院選挙における投票価値の不均衡は、平成24年・26年大法廷判決の趣旨に沿って「合区」を行うなど較差是正を図ったものであり、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえない。

※山本庸幸(違憲無効)、鬼丸かおる(違憲)の各反対意見がある。今回国民審査対象となっている林景一は、「約3倍の較差で違憲状態を脱したと明言するにはためらいがあるが較差縮小の継続を期待する」との意見。

**関与判決 6** 第一小法廷：大谷直人・小池裕が関与  
2016(平成28)年6月16日  
最高裁第一小法廷判決(石巻事件)

### 事件当時18歳の少年に対する死刑を認める

事件当時18歳7か月の前科のない少年が、交際相手の姉とその友人ら2人を刺殺し1人に重傷を負わせ殺人罪等に問われた事件について、被告人の上告を棄却し、一審(裁判員裁判)・二審の死刑判決を維持した。

※一切の意見なし。裁判官全員的一致

**関与判決 7** 第一小法廷：大谷直人・小池裕・木澤克之が関与  
2016(平成28)年12月8日  
最高裁第一小法廷判決(厚木基地第4次訴訟)

### 厚木基地での自衛隊機の飛行差止を認めず

厚木基地の周辺住民が、騒音被害を理由として夜間の自衛隊機の運航差止を求めた訴訟について、住民の被害の深刻さを認めながら、防衛大臣の自衛隊機の運航にかかる権限の行使には広範な裁量があり、「それが社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるか否か」という観点から審査を行うのが相当」であるところ、自衛隊機の運航は我が国の平和と安全、国民の生命、身体、財産等の保護の観点から極めて重要な役割を果たしており公共性、公益性があり、他方で住民の被害を軽減するための対策措置が講じられている事情を「総合考慮」すれば、防衛大臣の権限行使は違法でないとして、差止を認めた1審・2審判決を取り消し、差止請求を棄却した。

※今回国民審査の対象となっている小池(裁判長)は、「国の平和と安全は…国民にとってかけがえのない利益」であり、これと騒音の回避は「対応と調整に困難を伴う事柄」だとする補足意見。

**関与判決 8** 第二小法廷：菅野博之が関与  
2016(平成28)年12月20日 最高裁第二小法廷判決(辺野古訴訟)

### 現知事による辺野古埋立承認取り消しは違法

翁長現知事が仲井真前知事が行った辺野古沿岸の埋立承認を取り消す処分を行ったところ、国土交通大臣が、埋立承認取り消し処分を取り消すよう指示し、翁長現知事がこの指示に従わないことの違法確認を求めた事件について、前知事の埋立承認の判断に違法等があるということとはできないからこれを取り消した現知事の処分は違法であるとして、沖縄県の上告を棄却し、「米軍新基地の候補地として辺野古が唯一適切な場所」であるなどとして国土交通大臣の請求を認容した第一審の高裁(福岡高裁那覇支部)判決を維持した。

※一切の意見なし。裁判官全員的一致